国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則

(平成13年2月22日国土交通省独立行政法人評価委員会決定)

(平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会改正)

(平成15年3月18日国土交通省独立行政法人評価委員会改正)

(平成17年8月19日国土交通省独立行政法人評価委員会改正)

(平成21年2月13日国土交通省独立行政法人評価委員会改正)

(平成22年6月25日国土交通省独立行政法人評価委員会改正)

(平成26年3月10日国土交通省独立行政法人評価委員会改正)

国土交通省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十四号)第十条の規定に基づき、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 国土交通省の独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の 運営については、国土交通省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第 三百十四号)の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

- 第二条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、日時、場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員に通知するものとする。
- 3 前項の議事に関係のある臨時委員の範囲は、委員長の決するところによる。

(議長)

第三条 委員長は、議長として委員会の議事を運営する。

(委員以外の者の出席)

第四条 委員長は、必要があると認めるときは、委員又は議事に関係のある臨時委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(会議の公開)

第五条 委員会の会議は、公開とする。

2 委員会の会議の公開の手続きその他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、別に委員長が委員会に諮って定める。

(委員会の議決の特例)

- 第六条 委員会は、あらかじめ議決した事項については、委員長の同意を得て、 分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 2 委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。
- 3 委員及び議事に関係のある臨時委員は、自己に直接利害関係がある事項に ついては、その議決に加わることができない。

(委員長の互選の特例)

第七条 委員会は、やむを得ない理由により委員会の会議を開き委員長の互選を行う余裕のない場合においては、書面の送付等により、これを行うことができる。この場合において、国土交通省政策統括官が委員会の事務の代行を行う。

(分科会の運営)

- 第八条 第二条から第四条まで、第六条第三項及び第七条の規定は、分科会に 準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「分科 会」と、「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員又は議事に関係のある 臨時委員」とあるのは「当該分科会に所属する委員又は臨時委員」と、「国 土交通省政策統括官」とあるのは「国土交通省独立行政法人評価委員会令第 九条の表の下欄に掲げる担当課等」と読み替える。
- 2 分科会長は、委員長の求めがあった場合には、分科会を招集しなくてはならない。
- 3 分科会長は、やむを得ない理由により分科会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員(当該分科会に所属する委員及び臨時委員に限る。)に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって分科会の議決とすることができる。
- 4 委員長は、所属していない分科会であっても、会議に出席し、発言することができる。
- 5 分科会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員の間で率直かつ自

由な意見交換が行われなくなる等、審議の円滑な遂行に影響が生じるものと して委員会において非公開とすることが適当であると認める案件について は、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(委任規定)

第九条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成十三年二月二十二日から施行する。

附 則

この規則は、平成十四年二月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十五年三月十八日から施行する。

附則

この規則は、平成十七年八月十九日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十一年三月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十二年六月二十五日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十六年三月十日から施行する。